由宇中学校 生徒規則

令和5年度

1 登下校について

○ 特別な事情のない限り、8:15に教室に入っていないものは遅刻とする。(8:10チャイムで席に着き自習や読書を行う。)

○ 登校後は許可なく校外に出ない。

○ 下校時刻

4月1日 ~ 新 人 戦 17:45 新 人 戦 ~ 県新人大会 17:30 県新人大会 ~ 1月31日 17:00 2月1日 ~ 2月28日 17:30 3月1日 ~ 3月31日 17:45

下校時刻は 令和5年3月現在

○ 欠席、遅刻、早退は必ず学級担任に届ける。 (欠席、遅刻の連絡は7:30~8:00までに保護者が行う。)

- 定められた登校手段で登下校する。
 - ・自転車通学は学校で認められたもの(有家、中倉地区)に限り許可する。
 - ・ヘルメットを着用すること。 (ハンドル改造、変形自転車等は不可とする。)
- 登下校は正門を利用する。

2 服装・身だしなみについて

- 服装規定に従って中学生らしい身なりをする。
- 授業は原則として制服で受ける。
- 女子のスカートの丈は膝が完全に隠れることとする。
- 清掃活動は男子は上着を脱ぐ、女子はネクタイをはずし、スカートをジャージまた はハーフパンツに着替える。男女とも体操服で行ってもよい。
- 校舎内では規定のスリッパを使用する。
- 靴は白の運動靴(ひも靴)とする。
- 規定の名札を左胸につける。
- 靴下は白とする。 (ワンポイントは可。極端に短いものや長いものは不可。)
- 制服の下に着るものは派手でないものとし、制服から出ないようにする。
- 冬期はマフラー(ネックウォーマー)、手袋を使用しても良い。
- 冬期は防寒着として、部で購入したウィンドブレーカー等を使用してもよい。ただし、部でウィンドブレーカー等などの防寒着を購入していない生徒は個人で購入している物を使用しても良いが、防寒を目的とする物で派手な物でない物とする。
- 衣替えの期間を設けない。

1 学期終業式、2 学期始業式は夏服を着用し、それ以外の式典は冬服を着用する。 服装は次の通りとする。

冬期 男子…黒の標準学制服

女子…紺のセーラー服(白線3本、白のネクタイ)

夏期 男子…白の半袖開襟シャツ

女子…白のセーラー服(黒線3本、黒のネクタイ)

3 頭髪について

- 中学生らしく清潔な髪型とする。
- 変形な髪型にはしない。(襟足を伸ばしたり、部分的な刈り込み等は禁止)
- 技巧を加えず、自然なままとする。
 - ・パーマをかけない。
 - ・整髪料を使用しない。
 - ・自分の髪の色を変えない。(染めない、脱色しない)
- 男子は目・耳・襟にかからない長さとする。
- 女子は前髪が目にかからない長さとする。
 - ・肩に髪がついたら1つ、又は2つに束ねる。三つ編み、おだんごは可
 - ・ゴム・ピンは使用しても良い。ただし、単色で、飾りのないものとする。
 - ・儀式的行事の時は、色は黒、紺、茶とする。

4 校内生活について

- カバンは、3 ウェイカバン・ナップサックは学校指定のものを使用する。変形させたり、飾りをつけたりしない。
- 学生カバン、ナップサックに入らないものは学校指定以外のものを使用してもよい。
- 貴重品や携帯電話など学習に不要なものは持ってこない。

5 校外生活について

- 外出時の服装・・・中学生としてその場にふさわしい服装で外出する。
- 夜間外出 ・・・原則禁止。保護者同伴又はその許可を得て外出する。
- 外泊 ・・・友達同士の外泊は禁止。保護者の責任のもと外泊をする。
- 野外活動 ・・・保護者及び責任者同伴で活動する。
- 〇 映画

興行物の観覧・・・夜間は保護者同伴とする。

- ゲームセンターや大型店舗のゲームコーナー・カラオケ・インターネットカフェ は、保護者同伴(午後10時まで)とする。
- ファーストフード店やコンビニエンスストアの利用はマナーを守り、不必要な出入りはしない。
- ヘルメットの着用が努力義務化されたので、自転車を利用するときはヘルメットを 着用するように心がける。
- SNS の利用について注意する。フィルタリングを有効に設定し、保護者と使用上のルールを決める。個人情報を載せたり誹謗、中傷を書き込まない。

6

- 柔道場の横にある自動販売機は学校生活中において利用しない。
 - ・休日における部活動、登下校中も利用しない。

